

## 資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社ナルックス発行のNALX共通商品券(¥500)につきましては、令和3年1月10日(日)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用のNALX共通商品券(¥500)をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

### 1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式手段の種類

NALX共通商品券(¥500)

(表面)



(裏面)



### 2. ご利用終了日

令和3年1月10日(日)まで

### 3. 払戻しの申出期間

令和3年1月11日(月)～令和3年3月12日(金)

受付時間は、9時～21時まで

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

### 4. 申出及び払戻しの方法

スーパーのアオキみずき店レジに未使用のNALX共通商品券(¥500)を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

### 5. お問い合わせ先

株式会社ナルックス本部

〒924-8510 石川県白山市横江町4街区1番

電話076-252-1557

受付時間は9時～17時まで(土、日、祝日は除く)